

様式第2号（3関係）

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名 : 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 : 第7条第1項
処 分 の 概 要 : 自動車運転代行業の認定の取消し
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条（第7号及び第8号を除く。） （自動車運転代行業の要件）、第4条（認定）
処 分 基 準 : 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合を除き、自動車運転代行業の認定を取消すものとする。 現に是正、回復しようとしている場合とは、 ・ 法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先 : 静岡県警察本部交通部交通企画課
備 考 :